

市民協働推進委員会の取組みについて

1 市民協働推進委員会の概要

(1) 目的

三原市市民協働のまちづくり指針に掲げる施策及び具体的な取組みについて評価・検討し、協働によるまちづくりを推進する。

(2) 取組内容

- (1) 市民協働のまちづくり推進計画策定に関すること。
- (2) 協働を推進するための施策の検討に関すること。
- (3) 市民活動団体等の育成及び支援に関すること。
- (4) 市民と行政の協働事業の推進に関すること。
- (5) その他協働の推進に関すること。

(3) 開催回数 4回（予定）

2 部会設置案

推進委員会設置要綱に規定する所掌事務を市民協働で推進するため、要綱第7条の規定により部会を設置する。

事業推進部会

設置目的 市民の市民協働に対する意識を高め、まちづくり活動に参加・参画する機会を充実させる。

開催回数 4回（予備日含む）（予定）

委員数 8人

推進計画部会

設置目的 市民協働のまちづくり推進計画の見直しを行う。

開催回数 4回（予備日含む）（予定）

委員数 7人



市民協働のまちづくり推進計画の見直しについて

1 見直し時期

「第1章 計画の趣旨 2 計画の期間」において、計画の期間は、平成 21(2009)年度から平成 26(2014)年度までの6年間とし、3年目の平成 23(2011)年度に見直しを行うことを規定している。

2 見直しの方向性

「第6章 市民協働の推進のための目標と施策」に掲げた具体的施策の評価・見直しを重点的に行い、現状に即した内容に改定する。

3 今後の予定

次回の推進委員会から見直し案の協議を実施

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の目的 2 計画の期間

⇒見直しについての説明を追加，見直し後の計画期間に修正する。

※改定後の計画期間

長期総合計画の計画期間(平成17(2005)年度～平成26(2014)年度)の終期に合わせ，平成24(2012)年度～平成26(2014)年度とする。

第2章 市民協働のまちづくりの必要性

1 背景 2 市民と行政の役割分担の見直し 3 市民協働の効果

⇒市民協働のまちづくりの必要性には大きな変化がないため，改定は不要と考えられる。

第3章 市民協働の基本原則

⇒指針に規定されている部分のため，改定は不要と考えられる。

第4章 市民協働の現状・課題と推進方策の方向性

1 これまでの取組み経緯 2 市民協働の現状と課題 3 推進方策の方向性

⇒計画策定後からこれまでの経緯，現状と課題を追加又は修正する。

第5章 推進方策別の基本目標・施策体系図

⇒具体的施策の見直しに伴い，修正する。

第6章 市民協働の推進のための目標と施策

- 1 情報を共有できる仕組みづくり
- 2 市民意識の醸成・職員意識の改革と担い手・推進体制づくり
- 3 市民がまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり
- 4 市民活動，地域活動がしやすい環境づくり
- 5 協働を評価し推進する仕組みづくり
- 6 具体的施策の項目別年次計画

⇒具体的施策の見直しを行い，内容を改定する。

第7章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制の整備 2 計画の進行管理

⇒推進体制及び進行管理をこれまでと同様に行う場合は，修正は不要と考えられる。

資料

⇒用語解説は，見直しにより新用語を掲載する場合は，追加を検討する。

委員名簿は，見直し時点での委員名簿に差し替える。

推進計画の策定経過は，見直しの経過を追加する。